No.

一、強制保険と任意保険の区別を廃し全部一括して強制保険とすること。

二、適用範囲を擴張すること。

三、解雇後一定期間は手續を要せずして被保険者たる資格を確保すること。

四、療養は原則として全治迄とし同一疾病の給付期間百八十日を相当延長すること。

五、療養に対する被保険者の希望は直ちに容認すること。

六、傷病手当金を増額すること。

七、私病に於ける傷病手当金の支給始期を事由發生の

協調會勞働課